

〔昭和51年12月17日消防消152号〕
消防基金常務理事あて 消防庁消防課

第1次改正	昭和56年4月3日	消防消第60号
第2次改正	昭和57年10月27日	消防消第178号
第3次改正	昭和61年5月31日	消防消第94号
第4次改正	平成4年00月00日	消防消第000号
第5次改正	平成12年7月13日	消防消第178号
第6次改正	平成13年7月6日	消防消第127号
第7次改正	平成14年5月27日	消防消第111号
第8次改正	平成16年5月28日	消防消第121号
第9次改正	平成17年3月18日	消防消第72号
第10次改正	平成18年9月26日	消防災第419号
第11次改正	平成23年2月15日	消防災第59号

障害等級の決定について(通知)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の規定に基づく障害補償等に係る障害等級の決定に際しては、別紙により行うよう通知します。

(別紙)

障害等級の決定について

目 次

第1 基本的事項	1
1 基準政令第6条第1項の取扱いについて	1
2 基準政令第6条第5項、第6項及び第7項の取扱いについて	3
3 省令第3条第2項の取扱いについて	5
4 基準政令第6条第8項の取扱いについて	6
5 基準政令第6条第9項の取扱いについて	9
第2 部位別障害等級決定の取扱い細目	10
1 眼(眼球及びまぶた)の障害	10
1 障害の等級及び程度	10
2 障害等級決定の基準	11

(1) 眼球の障害	11
ア 視力障害	11
イ 調整機能障害	12
ウ 運動障害	12
エ 視野障害	14
(2) まぶたの障害	15
ア 欠損障害	15
イ 運動障害	15
3 併合等の取扱い	15
(1) 併合	15
(2) 準用	16
(3) 加重	16
II 耳（内耳等及び耳かく）の障害	18
1 障害の等級及び程度	18
2 障害等級決定の基準	18
(1) 内耳等の聴力障害	18
(2) 耳かくの欠損障害	21
3 併合等の取扱い	22
(1) 併合	22
(2) 準用	22
(3) 加重	23
III 鼻の障害	24
1 障害の等級及び程度	24
2 障害等級決定の基準	24
3 準用の取扱い	24
IV 口の障害	25
1 障害の等級及び程度	25
2 障害等級決定の基準	25
(1) そしゃく及び言語機能障害	25
(2) 歯牙障害	26
3 併合等の取扱い	26
(1) 併合	26
(2) 準用	27
(3) 加重	28

V	神経系統の機能又は精神の障害	29
1	障害の等級及び程度	29
2	障害等級決定の基準	29
(1)	脳の障害	29
ア	器質性の障害	29
(ア)	高次脳機能障害	30
(イ)	身体性機能障害	33
イ	非器質性の障害	35
(2)	せき髄障害	40
(3)	末梢神経障害	42
(4)	外傷性てんかん	42
(5)	頭痛	43
(6)	失調、めまい及び平衡機能障害	44
(7)	疼痛等感覚障害	45
3	その他	46
VI	外貌（頭部、顔面、頸部）、上肢・下肢の露出面等の障害	48
1	障害の等級及び程度	48
2	障害等級決定の基準	48
(1)	外貌の醜状障害	48
(2)	上肢・下肢の露出面の醜状障害	49
3	併合等の取扱い	49
(1)	併合	49
(2)	準用	50
(3)	加重	50
(4)	その他	50
VII	胸腹部臓器の障害	51
1	障害の等級及び程度	51
2	障害等級決定の基準	52
(1)	呼吸器の障害	52
(2)	循環器の障害	53
(3)	腹部臓器の障害	54
ア	食道の障害	54
イ	胃の障害	54
ウ	小腸の障害	55

エ	大腸の障害	56
オ	肝臓の障害	57
カ	胆のうの障害	57
キ	すい臓の障害	57
ク	ひ臓の障害	58
ケ	腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニア を残すもの	58
(4)	泌尿器の障害	58
ア	じん臓の障害	58
イ	尿管、膀胱及び尿道の障害	58
(5)	生殖器の障害	60
3	併合等の取扱い	61
(1)	併合	61
(2)	準用	61
Ⅷ	体幹（せき柱及びその他の体幹骨）の障害	62
1	障害の等級及び程度	62
2	障害等級決定の基準	62
(1)	せき柱の障害	62
ア	変形障害	62
イ	運動障害	64
(2)	その他の体幹骨の障害(変形障害)	65
3	併合等の取扱い	65
(1)	併合	65
(2)	準用	65
(3)	加重	66
(4)	その他	66
Ⅸ	上肢（上肢及び手指）の障害	67
1	障害の等級及び程度	67
2	障害等級決定の基準	68
(1)	上肢の障害	68
ア	欠損障害	68
イ	機能障害	68
ウ	変形障害	69
(2)	手指の障害	71
ア	欠損障害	71

イ	機能障害	71
3	併合等の取扱い	72
(1)	併合	72
(2)	準用	74
(3)	加重	76
(4)	その他	77
X	下肢(下肢及び足指)の障害	79
1	障害の等級及び程度	79
2	障害等級決定の基準	80
(1)	下肢の障害	80
ア	欠損障害	80
イ	機能障害	80
ウ	変形障害	81
エ	短縮障害	82
(2)	足指の障害	82
ア	欠損障害	82
イ	機能障害	82
3	併合等の取扱い	83
(1)	併合	83
(2)	準用	85
(3)	加重	88
(4)	その他	89
別添1	労災保険における関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領	91
別添2	別表第二(障害補償表)	103
参考1	神経系統の機能又は精神の障害に関する医学的事項等	108
参考2	胸腹部臓器の障害に関する医学的事項等	114

(注) 本文中の破線枠に掲載されている事項は、本決定基準の参考事項として「労災補償 障害認定必携」より引用したものである。

／(備考) 神経系統の機能又は精神の障害、胸腹部臓器の障害の評価に当たっては、本基準に
併せて、「神経系統の機能又は精神の障害に関する医学的事項等」及び「胸腹部臓器の
障害に関する医学的事項等」を参考とすること。
／

第1 基本的事項

1 基準政令第6条第1項の取扱いについて

- (1) 「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により2以上の負傷又は疾病があるときは、その2以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治ったとき」とする。（第9次改正・一部、第10次改正・一部）
- (2) 障害等級の決定は、「治ったとき」に行うものであるが、療養の終了となった場合において、なお、症状の固定に至るまで相当長期間を要すると見込まれるときは、医学上妥当と認められる時間を待って障害等級を決定するものとし、6か月以内の期間において症状の固定の見込みが認められないものにあつては、療養の終了時において、将来固定すると認められる症状によって等級を決定するものとする。（第9次改正・一部、第10次改正・一部）
- (3) 「次項に規定する障害等級に該当する程度の障害」は、原則として、次に掲げる障害系列表のとおり、解剖学的観点及び生理学的観点から区分された35の系列のいずれかに属するものであつて、この表の同一欄内の障害については、これを同一の系列に属するものとする。（第10次改正・一部）

なお、この場合において、次のアからウまでに掲げる障害については、本来、系列を異にする障害ではあるが、同一の系列に属するものとして取り扱うものとする。

ア 両眼球の視力障害、調節機能障害、運動障害、視野障害の各相互間

イ 同一上肢の機能障害と手指の欠損障害又は機能障害

ウ 同一下肢の機能障害と足指の欠損障害又は機能障害

障 害 系 列 表

部 位		器 質 的 障 害	機 能 的 障 害	系列区分	
眼	眼 球 (両 眼)		視 力 障 害	1	
			調 整 機 能 障 害	2	
			運 動 障 害	3	
			視 野 障 害	4	
	ま ぶ た	右	欠 損 障 害	運 動 障 害	5
		左	欠 損 障 害	運 動 障 害	6
耳	内耳等(両耳)		聴 力 障 害	7	
	耳 か く (耳 介)	右	欠 損 障 害	8	
		左	欠 損 障 害	9	
鼻		欠 損 及 び 機 能 障 害		10	
口		そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害		11	
		歯 牙 障 害		12	

神経系統の機能又は精神		神経系統の機能又は精神の障害		13	
頭部、顔面、頸部		醜状障害		14	
胸腹部臓器（外生殖器を含む。）		胸腹部臓器の障害		15	
体幹	せき柱	変形障害	運動障害	16	
	その他の体幹骨	変形障害 (鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨、又は骨盤骨)		17	
上肢	上肢	右	欠損障害	機能障害	18
			変形障害 (上腕骨又は前腕骨)		19
			醜状障害		20
		左	欠損障害		21
			変形障害 (上腕骨又は前腕骨)		22
			醜状障害		23
	手指	右	欠損障害	機能障害	24
		左	欠損障害	機能障害	25
下肢	下肢	右	欠損障害	機能障害	26
			変形障害 (大腿骨又は下腿骨)		27
			短縮障害		28
			醜状障害		29
		左	欠損障害	機能障害	30
			変形障害 (大腿骨又は下腿骨)		31
			短縮障害		32
			醜状障害		33
	足指	右	欠損障害	機能障害	34
		左	欠損障害	機能障害	35

(第9次改正・一部)

- (4) 同一の系列に属する障害は、当該障害に係る労働能力の喪失の程度に応じて、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（以下「省令」という。）別表第二上、一定の等級の上位・下位の関係（障害の序列）にあるものであり、等級の決定に当たっては、この障害の序列を乱さないよう考慮して決定するものとする。

(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(5) 上記(4)により障害の序列を考薦する場合としては、例えば、次のような場合がある。

ア 併合して等級を決定すると(下記2の(1)参照)、障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従って等級を決定する場合

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)、かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失った」(第4級第4号) 場合には、併合繰り上げすると第1級となるが、当該障害は「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第1級第5号)の程度には達しないので、併合等級第2級とする。(第9次改正・一部)

イ 併合の方法を用いて準用等級を決定すると(下記3の(1)参照)、障害の序列を乱すことになるため、別途、障害の序列に従い、直近上位又は直近下位の等級に決定する場合

(例1) 直近上位の等級に決定する場合

1手の「中指の用を廃し」(第12級第10号)、かつ、同手の「小指を失った」(第12級第9号) 場合には、併合の方法を用いると第11級となるが、当該障害は「1手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」(第10級第7号)より重く、「1手の母指以外の2つの手指を失ったもの」(第9級第12号)より軽いので、準用等級第10級とする。(第9次改正・全部)

(例2) 直近下位の等級に決定する場合

「1上肢の3大関節中の2関節の用を廃し」(第6級第6号)、かつ、「他の1関節の機能に著しい障害を残した」(第10級第10号) 場合には、併合の方法を用いると第5級となるが、「1上肢の用を廃したもの」(第5級第6号)の程度には達しないので、直近下位の準用等級第6級とする。(第9次改正・一部)

ウ 併合等級又は準用等級を定める場合において、欠損障害は、労働能力の完全喪失であって同一部位に係る最上位の等級として評価されるため、同一部位に欠損障害以外のいかなる障害(両上肢又は両下肢の機能の全廃を除く。)を残したとしても、その程度は欠損障害の程度に達することはないものとして取り扱う場合

(例) 「右手の5の手指を失い」(第6級第8号)、かつ、「右上肢の3大関節中の1関節(手関節)の用を廃した」(第8級第6号) 場合には、併合の方法を用いると準用等級第4級となるが、「1上肢を手関節以上で失ったもの」(第5級第4号)の程度には達しないので、その直近下位の準用等級第6級とする。(第9次改正・全部)

2 基準政令第6条第5項、第6項及び第7項の取扱いについて

(1) 「障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合」とは、1の事故により、系列を異にする障害を2以上残した場合をいい、この場合においては、重い方の障害の等級により(基準政令第6条第5項)、又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げて(基準政令第6条第6項)当該障害の等級を決定するものとする(併

合)。ただし、次の場合にあつては、併合の方法を用いることなく等級を決定するものとする。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

ア 系列を異にする2以上の障害が、省令別表第二において1の障害として定められているもの(以下「組合せ等級」という。)に該当する場合にあつては、当該2以上の障害を1の障害として取り扱うものとする。(第9次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 「1上肢をひじ関節以上で失い」(第4級第4号)、かつ、「他の上肢をひじ関節以上で失った」(第4級第4号)場合は、併合の方法を用いることなく「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第1級第5号)に該当するものとして第1級に決定する。

イ 1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあつては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害としい取り扱うものとする。

(例) 「1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す」(第7級第10号)とともに、当該箇所「がん固な神経症状を残した」(第12級第13号)場合は、上位の等級である第7級をもって当該障害の等級と決定する。(第9次改正・一部)

ウ 1の障害が、外見上、2以上の系列に該当すると認められる場合があるが、これは1の障害を複数の観点から評価しているものに過ぎないので、この場合にあつては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。(第2次改正・一部)

(例) 「大腿骨に変形を残した」(第12級第8号)ため、「同一下肢を1センチメートル短縮した」(第13級第9号)場合は、上位の等級である第12級をもって当該障害の等級と決定する。(第9次改正・一部、第10次改正・一部)

(2) 併合繰上げ(基準政令第6条第6項)の方法を用いて障害等級を決定する場合は、2以上ある障害のうち重い二つのみによって同項各号のいずれに該当するかを定め、その二つのうち、より重い等級について所定の繰上げを行うものとする。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 「1上肢を手関節以上で失い」(第5級第4号)、「両眼の視力が0.1以下になり」(第6級第1号)、かつ、「1下肢に偽関節を残した」(第8級第9号)場合は、第5級と第6級とを併合繰上げして併合等級第3級と決定する。(第9次改正・一部)

(3) 系列を異にする2以上の障害を残した場合において、それぞれの系列ごとに複数の障害が存するときは、それぞれの系列ごとに等級を定め、これを併合するものとする。(第2次改正・一部)

(例) 「1上肢の上腕骨及び前腕骨にそれぞれ変形を残し」(いずれも第12級第8号)、かつ、「同一上肢のひじ関節及び手関節の機能にそれぞれ障害を残した」(いずれも第12級第6号)場合は、まず二つの変形障害及び二つの機能障害について、それぞれ併合の方法を用いて準用等級を定め、更にこれらを併合して併合等級

第10級と決定する。(第9次改正・一部)

- (4) 基準政令第6条第7項の規定により制限を受ける場合は、重い二つの障害が第9級と第13級とに該当する場合のみである。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

3 省令第3条第2項の取扱いについて (第10次改正・一部)

- (1) 「別表第二に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるもの」とは、いずれの系列にも属しない障害又は属する系列はあるが、該当する等級のない障害をいい、これについては、下記(2)のとおり、その障害の程度に応じ、省令別表第二に掲げる障害に準じて、その等級を定めるものとする(準用)。(第10次改正・一部)

- (2)ア いずれの系列にも属しない障害については、当該障害と最も近似している障害の系列において、医学的検査結果に基づいて判断された当該障害による労働能力喪失度に相当する等級を準用して等級を決定する。

(例) 「嗅覚脱失」等の鼻の機能障害、「味覚脱失」等の口腔の障害は、神経障害そのものではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第12級第13号)を準用して準用等級第12級と決定する。(第9次改正・一部)

- イ 同一系列に属する2以上の障害(省令別表第二上、該当する等級が定められているものを除く。)については、併合の方法(基準政令第6条第5項及び第6項)を用いて準用等級を決定する。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

なお、上記1の(3)により、同一の系列に属する障害として取り扱うこととされている場合において、系列区分に応じた部位にそれぞれ2以上の障害を残し、準用により等級を決定する場合は、まず各系列区分ごとにそれぞれ準用等級を定め、次いで当該複数の準用等級についてさらに併合の方法を用いて最終的な準用等級を決定するものとする。

(例1) 「1上肢の3大関節中の1関節(手関節)の用を廃し」(第8級第6号)、かつ「同上肢の他の1関節(ひじ関節)の機能に著しい障害を残した」(第10級第10号)場合は、併合の方法を用いて準用等級第7級と決定する。(第9次改正・一部)

(例2) 「1上肢のひじ関節に著しい機能障害を残し」(第10級第10号)、かつ、「同上肢の手関節に機能障害を残し」(第12級第6号)、更に、「同上肢の母指の用を廃し」(第10級第7号)、かつ、「同一手の中指を失った」(第11級第8号)場合は、準用等級第8級と決定する。(第9次改正・一部)

- ウ 属する系列はあるが、該当する等級のない1の障害については、当該障害の属する系列内の障害の序列に従い相当と認められる等級に決定する。(第2次改正・一部)

(例) 1上肢の露出面にその全面積の2分の1程度を超える醜状を残した場合は、

「外貌に醜状を残すもの」(第12級第14号)に相当するものとして、準用等級第12級と決定する。(第9次改正・一部、第11次改正・一部)

(3) 併合の方法を用いて準用等級を決定した場合には、基準政令第6条第7項の規定の例によることはないものとする。(第10次改正・一部)

4 基準政令第6条第8項の取扱いについて (第10次改正・一部)

(1) 「障害のある非常勤消防団員等」とは、新たな公務上の災害の発生前において既に障害のあった非常勤消防団員等(当該障害の生じた事由を問わない。)をいい、この非常勤消防団員等が新たな公務上の災害により「同一部位」について障害の程度を加重した場合には、加重した限度で障害補償を行うものとする(加重)。(第2次改正・一部)

(2) 上記(1)の「同一部位」とは、同一系列の範囲内に属するものをいう。ただし、次に掲げる場合にあつては、同一部位に対する障害の加重として取り扱うものとする。(第2次改正・一部)

ア 既に障害を有する者が他の部位に新たな障害を残したため、障害の等級が組合せ等級に該当することとなった場合(第2次改正・一部)

(例) 既に「1足の足指の全部を失っていた」(第8級第10号、503倍の一時金)者が、新たに「他の足指の全部を失った」場合は、「両足の足指の全部を失ったもの」(第5級第8号、184倍の年金)に該当するものとして、第5級に決定し、基準政令第6条第8項第2号の規定により、184倍から503倍の25分の1を控除して163.88倍の障害補償年金を支給する。(第10次改正・一部)

イ 上肢又は下肢に既に障害(醜状障害を除く。)を有する者の当該部位について欠損又は機能の全部喪失の障害が新たに加わった場合(第2次改正・一部)

(例) 既に「1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残していた」(第7級第9号、131倍の年金)者が、新たに「同一上肢をひじ関節以上で失った」(第4級第4号、213倍の年金)場合は、82倍の障害補償年金を支給する。(第2次改正・一部、第9次改正・一部)

(3) 2以上の既存の障害を有する者が、当該障害の一部を加重した場合には、当該加重した障害の存する部位に係る障害加重として、新たに障害補償を行うものとする。(第2次改正・一部)

(例) 既に「1上肢に偽関節を残し」(第8級第8号)、かつ、「両眼の視力が0.1以下になっていた」(第6級第1号)者が、新たに「両眼の視力が0.06以下になった」(第4級第1号、213倍の年金)場合は、視力障害を加重したものとして取り扱い第4級(213倍)と第6級(156倍)との差額57倍を障害補償年金として支給する。(第9次改正・一部)

(4) 1の事故によって、同一部位に障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合には、これらの障害により加重後の障害の等級を定めるものとする。(第2次改正・一部)

(例) 既に「1下肢を1センチメートル短縮していた」(第13級第9号)者が、新たに「同一下肢を3センチメートル短縮し」(第10級第8号)、かつ、「1手の小指を失った」(第12級第9号)場合は、同一部位の加重後の障害(第10級)と他の部位の新たな障害(第12級)とを併合して、第9級と決定し、第9級(391倍)と第12級(156倍)との差額235倍を障害補償一時金として支給する。(第9次改正・一部、第10次改正・一部)

(5) 加重障害の場合において、新たな障害のみについて算定した方が非常勤消防団員等に有利なときは、下記(6)のとおり、原則として、当該障害のみにより障害の等級を定め、障害補償を行うものとする。(第2次改正・一部)

(6)ア 手(足)指に既に障害を有する者が、同一手(足)の他指に新たに障害を加えた場合及び相対性器官の一側に既に障害を有する者が、他側に新たに障害を残した場合において、基準政令第6条第8項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 既に「1手の示指を失っていた」(第11級第8号)者が、新たに「同一手の環指を失った」(第11級第8号)場合、現存する障害は「1手の母指以外の2の手指を失ったもの」(第9級第12号)に該当するが、現存する障害の障害補償の額(第9級、391倍の一時金)から既存の障害補償の額(第11級、223倍の一時金)を差し引くと、障害補償の額は168倍となり、新たな障害(第11級、223倍の一時金)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少なくなるので、この場合は、新たな障害のみが生じたものとみなして、223倍の障害補償一時金を支給する。(第9次改正・一部)

イ 一手(足)の2以上の手(足)指に既に障害を有する者が、その障害を有している手(足)指の一部について障害の程度を重くした場合において、基準政令第6条第8項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、その一部の手(足)指のみに障害が存したものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その一部の手(足)指にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 既に、「1手の中指、環指及び小指の用を廃していた」(第9級第13号)者が、新たに「同一手の小指を失った」(第12級第9号)場合、現存する障害は「1手の母指以外の3の手指を失った」(第8級第3号)者の程度には達しないので第9級となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして、「1手の小指を失ったもの」の障害補償の額(第12級第9号、156倍)から既存の「1手の小指の用を廃したもの」の障害補償の額(第13級第7号、101倍)を差し引くと、補償額が55倍となるので、

この場合は、小指の加重障害として、55倍の障害補償一時金を支給する。(第9次改正・一部、第10次改正・一部)

ウ 相対性器官の両側に既に障害を有する者が、その1側について既存の障害の程度を重くした場合において、基準政令第6条第8項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、その1側のみに障害が存したものとみなして新たに障害の程度を加重したこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その1側にのみ新たに障害の程度を加重したものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 既に「両眼の視力が0.6以下に減じていた」(第9級第1号)者が、新たに「1眼の視力が0.06以下に減じた」(第9級第2号)場合、現存する障害は第9級第1号となり、支給すべき補償額は0となるが、新たに障害が生じた1眼についてのみ加重の取扱いをして、「1眼の視力が0.06以下に減じたもの」の障害補償の額(第9級第2号、391倍)から既存の「1眼の視力が0.6以下に減じたもの」の障害補償の額(第13級第1号、101倍)を差し引くと、障害補償の額は290倍となるので、この場合は、新たに1眼にのみ障害が加重されたものとみなして290倍の障害補償一時金を支給する。

エ 障害の程度を加重するとともに、他の部位にも新たな障害を残した場合において、基準政令第6条第8項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 既に「1下肢の足関節の機能に障害を残していた」(第12級第7号)者が、「当該足関節に著しい機能障害を残す」(第10級第11号)とともに、新たに「1眼の視力を0.06以下に減じた」(第9級第2号)場合は、加重後の障害等級は第8級となり、第8級(503倍の一時金)から第12級(156倍の一時金)を差し引くと347倍の一時金となるが、新たに「1眼の障害」(第9級第2号、391倍の一時金)のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第9級として391倍の障害補償一時金を支給する。

オ 他部位に新たな障害を残した結果、組合せ等級に該当することとなった場合において、基準政令第6条第8項の規定により算定した障害補償の額(倍数)が、他の部位の新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(倍数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱う。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

(例) 既に「1上肢を手関節以上で失っていた」(第5級第4号)者が、新たに「他の上肢を手関節以上で失った」場合、現存する障害は組合せ等級により「両上肢を手関節以上で失ったもの」(第2級第5号)に当たり、第2級(277倍の年金)から第5級(184倍の年金)を差し引くと93倍の年金となるが、新たな

障害（第5級第4号、184倍の年金）のみが生じたものとして取り扱った方が有利であるので、第5級として184倍の障害補償年金を支給する。（第9次改正・一部）

カ 上記アからオまでの場合において、加重後の障害の等級が第7級以上（年金）に該当し、新たに加わった障害が単独で生じたこととした場合の等級が第8級以下に該当するとき（既存の身体障害の等級と加重後の障害の等級とが同等級である場合を除く。）は、加重後の等級により決定し、障害補償の額の算定に当っては、その加重後の等級の障害補償の年額（倍数）から既存の障害の障害補償の額（倍数）の25分の1を控除して得た額とする。（第2次改正・一部）

(例) 既に「1眼の視力が0.6以下であった」（第13級第1号）者が、新たに「他眼を失明した」（第8級第1号）場合、現存する障害は「1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの」（第7級第1号）に当たり、新たな障害のみに係る障害の等級は第8級であるので、この場合は、第8級の503倍の一時金を支給することなく、加重後の障害等級第7級の131倍の年金から第13級の101倍を25で除して得た額を差し引いた額の障害補償年金を支給する。

(7) 基準政令第6条第8項第2号の「25で除して得た金額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。（第3次改正・一部、第10次改正・一部）

(8) 既存の障害が公務によるものであって、現に障害補償年金が支給されている場合において、当該障害を公務により加重したときは、既存障害及び加重後の障害に対し、それぞれ障害補償年金が支給されるものである。（第2次改正・一部）

5 基準政令第6条第9項の取扱いについて（第10次改正・一部）

(1) 「当該障害の程度に変更があった」とは、当該障害の程度が自然的経過により増悪し、又は軽減したことをいう。したがって、再発又は他の別個の原因が加わったことによる変更等は、含まれないものである。（第2次改正・一部）

(2) 新たに該当するに至った等級が第7級以上の等級である場合には、新たな等級による障害補償年金を支給し、新たに該当するに至った等級が第8級以下の等級である場合には、新たな等級による障害補償一時金を支給するものである。